

健康保険・年金

国民健康保険

保険料や給付など国民健康保険全般についてまとめた「国保のてびき」を作成し、保険年金課で配布している他、区ホームページなどでもご覧いただけます。



▶ 国民健康保険への加入

加入の対象となる方

区の国民健康保険には、次の方を除く全ての方が加入しなければなりません。

- 職場の健康保険などに加入している方とその被扶養者
- 国民健康保険組合に加入している方とその世帯員
- 後期高齢者医療制度に加入している方
- 生活保護を受けている方
- 短期滞在（3カ月以下）などの外国人で住民登録をしていない方

届け出（加入・脱退など）

以下のような場合は届け出が必要になります。

- 他の健康保険をやめた／加入した時
- 生活保護を受けなくなった／受けた時
- 中央区に転入／転出または区内転居した時
- 子どもが生まれた時
- 世帯主や氏名が変わった時 など

問 保険年金課資格係
☎ (3546) 5362



▶ 国民健康保険の給付

医療機関にかかる時に保険証の提示をすると、医療費の一部を負担することで診療を受けられます。

他にも、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの給付制度があります。

問 保険年金課給付係
☎ (3546) 5360



▶ 国民健康保険加入者の健康のために

近隣の県にある旅館などと協約している他、毎年、夏季の期間に「海の家」・「山の家」を開設しています。

問 保険年金課給付係 ☎ (3546) 5360

後期高齢者医療制度

75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とする医療制度です。



▶ 後期高齢者医療制度の加入対象者

- 75歳以上の方
75歳の誕生日から自動的に加入（生活保護受給者は除きます）。
- 65歳以上で一定の障害がある方
広域連合の認定を受けた日から加入。

届け出（加入・変更など）

以下のような場合は届け出が必要になります。

- 中央区に転入／転出または区内転居した時
- 生活保護を受けなくなった／受けた時 など

問 保険年金課資格係
☎ (3546) 5362



▶ 後期高齢者医療制度の給付

医療機関にかかる時に保険証の提示をすると、医療費の一部を負担することで診療を受けられます。

他にも、高額療養費、葬祭費などの給付制度があります。

問 保険年金課給付係
☎ (3546) 5360



▶ 後期高齢者医療保険制度加入者の健康のために

毎年、夏季の期間に「海の家」・「山の家」を開設しています。

問 保険年金課給付係 ☎ (3546) 5360

国民年金

▶ 国民年金への加入

日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の方は、次のいずれかの被保険者として必ず国民年金に加入しなければなりません。

国民年金の種別

種 別	加入者
第 1 号被保険者	自営業者・学生など
第 2 号被保険者	厚生年金に加入している会社員・公務員
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者の被扶養配偶者

◎この他、希望して国民年金に加入し、被保険者（任意加入被保険者）になることができる場合もあります。

届け出

以下のような場合は届け出が必要になります。

- 会社などを退職した時
- 被扶養配偶者でなくなった時 など

問 保険年金課年金係

☎ (3546) 5371



▶ 主な免除制度

保険料の納付が困難な時には、免除制度があります。



申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると所得に応じて保険料の全額または一部が免除されます。その他、天災・失業などの理由により免除される場合があります。

納付猶予

50 歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例

学生で本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

問 保険年金課年金係

☎ (3546) 5371